

改正後	改正前
<p>【第二条関係】</p> <p>一 第二条関係第一項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について（昭和二十四年法律第百四号。以下「法」という。）</p> <p>建設業法第一項の上欄に掲げる建設工事については、第三百五十号をもつてその内容を示し、各工事の内容は、別表1の実施する場合である。</p> <p>第二条四十項の建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類されるが、各工事の内容はそれを前提とする場合もある。</p> <p>第二条四十七項の建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類されるが、各工事の内容はそれを前提とする場合である。</p> <p>二 以上のお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも複数の業種をもつて施工する場合である。</p> <p>二以上の専門工事は要件でなく、工事の規模、複数性等からみて個別の専門工事として施工することとが困難なものも含まれる。</p> <p>【第二条関係】</p> <p>一 第二条関係第一項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について（昭和二年法律第百四号。以下「法」という。）</p> <p>建設業法第一項の上欄に掲げる建設工事については、第三百五十号をもつてその内容を示し、各工事の内容は、別表1の実施する場合である。</p> <p>第二条四十項の建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類されるが、各工事の内容はそれを前提とする場合である。</p> <p>第二条四十七項の建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類されるが、各工事の内容はそれを前提とする場合である。</p> <p>二 以上のお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも複数の業種をもつて施工する場合である。</p> <p>二以上の専門工事は要件でなく、工事の規模、複数性等からみて個別の専門工事として施工することとが困難なものも含まれる。</p>	

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(2) 建築一式工事
ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「建築施設工事」ではなく建築物の軸体の一部の工事として『建築二式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事
① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事可能であります。
ビルの業種に許可でも施工可能である。
② どちらの業種に施工可能であります。
③ 通常、左官工事として施工する工事として当然に含まれているものであります。
左官工事は「吹付け工事」とは、「モルタル吹付リート工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであります。
左官工事は「モルタル吹付リート工事」を総称したものをいう。

(4) とび・土工・コンクリート工事
① 「とび・土工・コンクリート工事」並びに「コンクリートブロック工事」及び「石工事」における「コンクリートブロック積み」は、通常、左官工事として施工する工事であります。
ビルの業種に許可でも施工可能である。
② どちらの業種に施工可能であります。
③ 通常、左官工事として施工する工事として当然に含まれているものであります。
左官工事は「吹付け工事」とは、「モルタル吹付リート工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであります。
左官工事は「モルタル吹付リート工事」を総称したものをいう。

(2) とび・土工・コンクリート工事
① 「とび・土工・コンクリート工事」並びに「コンクリートブロック据付け工事」及び「石工事」における「コンクリートブロック積み」は、通常、左官工事として施工する工事であります。
ビルの業種に許可でも施工可能である。
② どちらの業種に施工可能であります。
③ 通常、左官工事として施工する工事として当然に含まれているものであります。
左官工事は「吹付け工事」とは、「モルタル吹付リート工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであります。
左官工事は「モルタル吹付リート工事」を総称したものをいう。

(1) 左官工事
① 在官工モルタルを用いた防水工事は左官工事は左官工事、防水工事は左官工事である。
② 「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」についてには、通常、左官工事として施工する工事として当然に含まれているものであります。

(2) とび・土工・コンクリート工事
① 「とび・土工・コンクリート工事」並びに「コンクリートブロック据付け工事」及び「石工事」における「コンクリートブロック積み」は、通常、左官工事として施工する工事であります。
ビルの業種に許可でも施工可能である。
② どちらの業種に施工可能であります。
③ 通常、左官工事として施工する工事として当然に含まれているものであります。
左官工事は「吹付け工事」とは、「モルタル吹付リート工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであります。
左官工事は「モルタル吹付リート工事」を総称したものをいう。

ある。

(2) とび・土工・コンクリート工事
① 「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方とは、鋼構造物の製作、加工から組立てまでを一貫して請負

- うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てるこどのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。
- (3) 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。
- (4) 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事を総称したものである。
- (5) 「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」に該当する。
- (6) 「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したるものであります。
- (7) 「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものを「モルタル吹付け工事」に該当する。モルタル等の吹付け工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付け工事」に該当する。
- (8) 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- (9) 「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。
- (10) トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。
- (5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキヤストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロ

ツク据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行ふ場合を含む。

(6) 屋根工事
① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事」としては、板金屋根工事も「板金屋根工事」ではなく、「屋根ふき工事」としては、板金屋根工事に該当する。
② 屋根ふき工事は「屋根断熱工事」としては、屋根をふく工事であります。「屋根ふき工事」の一類型である。
③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「電気工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行ふ工事が含まれる。

(7) 電気工事
① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「電気工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行ふ工事が含まれる。
② 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に關係する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。

(8) 管工事
① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。

(4) 管工事

し尿処理に關する施設の建設工事における『管工事』は、『水規尿処理工事』及び『清掃槽工事』(合併工事)に該當し、公理体が施設の運営する施設(合併工事が「清掃槽工事」に該當し、公理体を公共する施設の運営する施設で下水道施設による工事が「水式施設工事」に該當する。)

- ② し尿設設の運営する施設の建設工事における『管工事』は、『水規尿処理工事』及び『清掃槽工事』(合併工事)に該當し、公理体が施設の運営する施設(合併工事が「清掃槽工事」に該當し、公理体を公共する施設の運営する施設で下水道施設による工事が「水式施設工事」に該當する。)
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらに於いては原則として『電気工事』等それ専門の工事の方に区分するものとし、これらいすれにも該當しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該當する。
- ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該當し、トンネル、地下道等の給排氣用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該當する。
- ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方には、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地内工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、淨水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を製造、設置する工事が『水道施設工事』である。
- なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該當する。
- ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- (5) タイル・れんが・ブロック工事
① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等に用いる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該當する。

- ② 「コンクリートブロック」には、プレキヤストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキヤストコンクリートの部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として搬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事
 ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」とどこの区分の考え方とどこの区分の考え方とは、鐵骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

- ② ビルの外壁に固定された遮難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」とどこの区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までの請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

- ② 「コンクリートブロック」には、プレキヤストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。

(6) 鋼構造物工事
 コンクリート工事における「鉄骨組立工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨工事」に該当する「屋外広告物設置工事」とどこの区分の考え方とは、鐵骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

(11) 鉄筋工事

「鉄筋工事」は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなつており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 補装工事

① 工事には、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した工事上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのステンレス板張付け工事や厨房の天井への天井へのステンレス板張付け工事等である。

② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これらを包括して材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがつて板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びプラスチック工事として当然に含まれているものである。塗装工事を行いう際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

① 「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。

(7) ほ装工事

① 工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

② 人工芝張付け工事については、地盤面をコシクリート等で舗装した上にはり付けるものは『ほ装工事』に該当する。

(8) 板金工事

「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのステンレス板張付け工事等である。

(9) 塗装工事

「下地調整工事」及び「プラスチック工事」についてには、通常、塗装工事をを行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(10) 防水工事

『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

(11) 内装仕上工事

① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。

- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たたみ工事」とは、探寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事には広くすべての機械器具類の設置に關する工事、「管工事」、「電気通信工事」、「消音工事」、「給排水工事」等その専門の工事の方に区分するものは複合的な機械器具の設置機器機器設置工事に該当する。

(18) 「運搬機器機器設置工事」には、トンネル、地下道等の給排水施設を單体で設置する工事、公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備等に区分すべきものである。

(19) 電気通信工事にはコンピューター等の情報処理設備の設置に關する工事、「管工事」、「電気通信工事」、「消音工事」、「給排水工事」等その専門の工事の方に区分するものは複合的な機械器具設置工事に該当する。

器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

- (19) 造園工事
- ① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
② 「広場を築造する工事」、「運動広場、芝生広場」、「運動広場その他の遊歩道、緑道等を含む。」
③ 「公園設備の休養施設、休憩所等を含む。」
④ 「公園設備の休養施設、休憩所等を含む。」
⑤ 「緑地育成工事」には、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴つて行う工事である。
- (20) 水道施設工事
- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方には、公道下の下水道の配管工事及び下水道施設工事、配水管工事等の配水管工事及び上水道等の配水管工事、配水管工事及び下水道内工事等の下水道の配管工事等の取水、浄水、配水管工事等の施設及び下水道内の処理場内の配管工事等の施設が『水道施設工事』である。
② なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- (14) 造園工事
- ① 「広場を築造する工事」、「運動広場、芝生広場」、「運動広場その他の遊歩道、緑道等を含む。」
② 「公園設備の休養施設、休憩所等を含む。」
③ 「公園設備の休養施設、休憩所等を含む。」
④ 「公園設備の休養施設、休憩所等を含む。」
⑤ 「屋上等緑化工事」には、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- (15) 水道施設工事
- 上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方には、公道下の下水道の配管工事及び下水道施設工事、配水管工事等の配水管工事及び上水道等の配水管工事、配水管工事及び下水道内工事等の下水道の配管工事等の取水、浄水、配水管工事等の施設及び下水道内の処理場内の配管工事等の施設が『水道施設工事』である。
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- (16) 消防施設工事
- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこの式のはしごである。
- (21) 消防施設工事
- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこの式のはしごである。

に該当する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。また、該設置部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(2) 機械器具設置工事には広くすべての機械器具類の設置に該する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては【電気工事】、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらに区分为原則として『電気工事』等それらの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機器の設置が「機械器具設置工事」に該当する。

(22) 清掃施設工事

(1) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それを公害防止施設ごとに、例えば排水水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(2) 尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、「水管施設工事」及び『清掃施設工事』間の区分の考え方には、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）により屎尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された屎尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

(17) 清掃施設工事

公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それを公害防止施設ごとに、例えば排水水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック 石積み（張り）工事	石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック 石積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事	屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	電設設備工事、送配電線工事、引込線工事、 構内電氣設備（非常用電氣車、電 機事、照明設置備工事、信号設置工事 を含む。）工事、照明設置備工事、ネオングラス装置工事	電気工事	電設設備工事、送配電線工事、引込線工事、 構内電氣設備（非常用電氣車、電 機事、照明設置備工事、信号設置工事 を含む。）工事、信号設置工事、ネオングラス装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空氣 調和設備工事、給排水・衛生設備工事、淨化槽工事、ダク ト工事、管内更生工事	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空氣 調和設備工事、給排水・衛生設備工事、淨化槽工事、ダク ト工事、管内更生工事
タイル・れんが ・ブロック工事	タイル・れんが ・ブロック積み（張り）工事、タイル張り工事、 レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、 サイディング工事	タイル・れんが ・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、 レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、 サイディング工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事	鋼構造物工事	鋼構造物工事、橋梁工事、鐵塔工事、石油、ガ ス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工 事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、 <u>鉄筋継手工事</u>	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、 <u>ガス圧接工事</u>
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装 工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装 工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事	しゆんせつ工事	しゆんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事

ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニシング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	塗装工事、溶射工事、ライニシング工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	アスファルト防水工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、家具工事、防音工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内給燃力発電器設置工事、揚排水機器設置工事、舞台車	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内給燃力発電器設置工事、揚排水機器設置工事、舞台車
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線路設備工事、データ通信設置工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線路設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園工事、公場工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園工事、公場工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事

さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温 泉掘削工事、井戸築造工事、天然ガス掘削工事、揚水設 備	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温 泉掘削工事、井戸築造工事、天然ガス掘削工事、揚水設 備
	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、 金属製力テンウォール取付け工事、シャ ッタ一取付け工事、自動ドアー取付け工 事、木製建具取付け工事、ふすま工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、 金属製力テンウォール取付け工事、シャ ッタ一取付け工事、自動ドアー取付け工 事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工 事、下水処理設備工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工 事、下水処理設備工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工 事、下水処理設備工事
	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置 液火栓、泡、不燃性ガス、蒸発性ガス、屋外消 火栓又は粉末による消防ポンプ設置工事、火 災報知設備設置工事、動力消防ポンプ設置工 事、漏電火災警報器設置工事、金属製避難橋 常袋、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設 置	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置 液火栓、泡、不燃性ガス、蒸発性ガス、屋外消 火栓又は粉末による消防ポンプ設置工事、火 災報知設備設置工事、動力消防ポンプ設置工 事、漏電火災警報器設置工事、金属製避難橋 常袋、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設 置
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
	解体工事	工作物解体工事	工作物解体工事